

青森市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前項の申請書を提出する日（次号及び第7号において「申請日」という。）の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 申請日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 申請日までの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務（以下「支援法人業務」という。）に関する計画書
- (9) 国税及び地方税に係る納税証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人業務に関し参考となる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第9条第1項の規定により、指定を取り消されたことがある者にあつては、その取消しの日から5年を経過していること。
- (3) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
- (4) 青森市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（次号において同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配するものでないこと。
- (5) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- エ 心身の故障により支援法人業務を適正に遂行することができない者
 - オ 暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
 - (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - (7) 申請者が支援法人として行おうとする支援法人業務の方法が、支援法人業務として適切なものであり、青森市が定める指定方針に適合するものであること。
 - (8) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他支援法人業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
 - (9) 申請者が、支援法人業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- 2 市長は、申請者を支援法人として指定したときは、空家等管理活用支援法人指定（更新）書（様式第2号）により、申請者を支援法人として指定しないときは、空家等管理活用支援法人指定（更新）却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、法第23条第2項の規定により、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を告示しなければならない。

（指定の有効期間及び更新）

- 第4条 第3条第1項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までの期間とする。
- 2 支援法人は、指定の更新を受けようとするときは、指定の有効期間の満了の日の3月前から1月前までの間に指定の更新の申請をしなければならない。
- 3 前2条及び第1項の規定は、前項の規定による指定の更新の申請について準用する。
- 4 前項の規定により指定を更新した場合における更新後の指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

（名称等の変更）

- 第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとする。
- 2 支援法人は、支援法人業務の内容を変更（支援法人業務の一部を廃止する場合を含む。）しようとするときは、変更の日の14日前までに業務変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、第1項の届出を受けたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

（業務の廃止）

- 第6条 支援法人は、支援法人業務の全てを廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第6号）により市長に届け出るものとする。
- 2 市長は、前項の届出を受けたときは、第3条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び当該届出を受けた年月日を告示するものとする。

（事業の報告）

- 第7条 支援法人は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書及び収支予算書

を市長に提出するものとする。

- 2 支援法人は、毎事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第8条 市長は、支援法人が支援法人業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第25条第2項の規定により、支援法人に対し、支援法人業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が前条の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号若しくは第3号から第5号までに掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、同条の規定による指定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消通知書（様式第7号）により当該支援法人に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、法第25条第4項の規定により、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び取り消した年月日を告示するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、空家等管理活用支援法人の指定等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年9月25日から実施する。